

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集等について</p>	<p>令和元年11月14日 生活安全局</p>
<p>1 「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>改正法の施行等に伴い、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>(2) 期間</p> <p>令和元年11月18日（月）から12月17日（火）までの間（30日間）</p> <p>(3) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請書、変更届出書等の提出の手続(経由する警察署長等)を定める。 ・ 競り売りの届出等の手続（経由する警察署長）を定める。 ・ 都道府県公安委員会間で情報共有する具体的事項を定める。 ・ 新許可証の交付申請手続（旧許可証に関する経過措置）を定める。 ・ 申請及び届出に係る正副2通の提出書類を1通に削減する。 ・ その他所要の規定を整備する。 <p>2 「古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」等の制定について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法の施行期日を令和2年4月1日とするなど所要の改正を行うもの。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>閣議 令和元年11月19日（火）</p> <p>公布 令和元年11月22日（金）</p>		

公安委員会	道仁会、五代目浅野組、双愛会及び	令和元年11月14日
説明資料No. 2	二代目親和会の指定の確認について	刑 事 局

1 概要

令和元年10月4日に福岡県及び岡山県、同月17日に千葉県、翌18日に香川県の各公安委員会から、次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 道仁会(主たる事務所:福岡県、代表する者:小林^{こばやし} 哲治^{てつじ}、構成員:約470人)
- (2) 五代目浅野組(主たる事務所:岡山県、代表する者:中岡^{なかおか} 豊^{ゆたか}、構成員:約60人)
- (3) 双愛会(主たる事務所:千葉県、代表する者:椎塚^{しいづか} 宣^{のぼる}、構成員:約140人)
- (4) 二代目親和会(主たる事務所:香川県、代表する者:吉良^{きら} 博文^{ひろふみ}、構成員:約40人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。

1 事務所使用制限に至る経緯及び手続の進捗状況

- 対立抗争状態にある六代目山口組及び神戸山口組に関連して、本年に入り、刃物を使用した神戸山口組幹部に対する殺人未遂事件に引き続き、拳銃を使用した殺人未遂事件・殺人事件が相次いで発生。
- こうした状況を受け、10月11日及び13日に関係府県警察が20の暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出。
- 11月2日から6日までの間、各事務所について本命令に係る意見聴取を実施したところ、同6日、六代目山口組三代目弘道会傘下組織の1事務所についてのみ関係者が出頭。
- 当該1事務所と、同一敷地内にある2事務所について、同日中に本命令を発出（愛知県）。

2 今後の手続

意見聴取に関係者が出頭しなかった次の16事務所について、明日付で本命令を発出予定。

- 六代目山口組（5事務所）
 - ・ 兵庫県
総本部及び三代目弘道会関連施設
 - ・ 愛知県
三代目弘道会事務所（従たる1事務所を含む）
 - ・ 岐阜県
三代目弘道会傘下組織事務所
(注) 仮の命令の発出後、大阪府の1事務所は撤去されたため、仮の命令を撤回。
- 神戸山口組（11事務所）
 - ・ 兵庫県
本部、五代目山健組事務所（従たる5事務所を含む）、
五代目山健組傘下組織2事務所
 - ・ 大阪府
五代目山健組傘下組織2事務所

3 影響

- 六代目山口組若頭の出所に伴う諸行事の場所が神戸から名古屋に変更。
- 六代目山口組総本部におけるハロウィン行事は、本年は実施されず。

4 対立抗争の抑止に向けた今後の対応方針

今後の事態の推移を踏まえつつ、暴力団対策法の効果的な活用を含め、両団体の取締りや必要な警戒を実施。